

債権の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第40号

債権の管理に関する規則の一部を改正する規則

債権の管理に関する規則（昭和39年岩手県規則第43号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>(定義)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 この規則において「課長等」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) <u>総合政策部</u>にあつては<u>政策推進課総括課長</u>、<u>地域振興部</u>にあつては<u>地域企画室長</u>、<u>環境生活部</u>にあつては<u>環境生活企画室長</u>、<u>保健福祉部</u>にあつては<u>保健福祉企画室長</u>、<u>商工労働観光部</u>にあつては<u>商工企画室長</u>、<u>農林水産部</u>にあつては<u>農林水産企画室長</u>及び<u>農村建設課総括課長</u>、<u>県土整備部</u>にあつては<u>県土整備企画室長</u>、<u>総務部</u>にあつては<u>総務室長</u>並びに<u>出納局</u>にあつては<u>管理課長</u></p> <p>(2)～(7) [略]</p> <p>4・5 [略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 この規則において「課長等」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) <u>秘書広報室</u>にあつては<u>秘書課総括課長</u>、<u>総務部</u>にあつては<u>総務室長</u>、<u>政策地域部</u>にあつては<u>政策推進室長</u>、<u>環境生活部</u>にあつては<u>環境生活企画室長</u>、<u>保健福祉部</u>にあつては<u>保健福祉企画室長</u>、<u>商工労働観光部</u>にあつては<u>商工企画室長</u>、<u>農林水産部</u>にあつては<u>農林水産企画室長</u>及び<u>農村建設課総括課長</u>、<u>県土整備部</u>にあつては<u>県土整備企画室長</u>並びに<u>出納局</u>にあつては<u>出納指導監</u></p> <p>(2)～(7) [略]</p> <p>4・5 [略]</p>
2	<p>(督促)</p> <p>第8条 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第171条の規定による督促は、<u>課長等又は地方公所長が、履行期限から20日を経過してもなお履行されない債権について、別に定める様式による督促状を発することによりしなければならない。</u></p> <p>2 前項の規定による<u>督促状に指定すべき期限は、発付の日から15日以内とする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。</u></p> <p>(履行延期の特約等の手続)</p> <p>第15条 [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(督促)</p> <p>第8条 <u>課長等又は地方公所長は、履行期限を経過してもなお履行されない債権がある場合は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第171条の規定による督促を当該債権の履行期限の翌日から起算して20日以内に行わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>政令第171条の3の規定により履行期限を繰り上げる旨の通知をした場合</u></p> <p>(2) <u>債務者の住所及び居所が不明である場合</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、知事が特別の事情があると認める場合</u></p> <p>2 前項の規定による<u>督促は、別に定める様式による督促状を発することにより行わなければならない。</u></p> <p>3 <u>督促状に指定すべき期限は、発付の日の翌日から起算して15日以内とする。</u></p> <p>(履行延期の特約等の手続)</p> <p>第15条 [略]</p> <p>2 [略]</p>

<p>3 <u>部局長</u>は、履行延期の特約等をする場合には、直ちに、別に定める様式による履行延期承認通知書を債務者に送付しなければならない。この場合において、当該債権を確保するため担保又はその他の保証を必要と認めるときは、当該債権に係る分掌者が指定する期限までに担保又はその他の保証の提供をしなかったときは、この承認を取り消すことがある旨、履行延期承認通知書に付記しなければならない。</p> <p>(免除)</p> <p>第19条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 課長等又は地方公所長は、<u>前項の規定により債権の免除をする場合には、別に定める様式による債権免除承認通知書を債務者に送付しなければならない。</u></p>	<p>3 <u>課長等又は地方公所長</u>は、履行延期の特約等をする場合には、直ちに、別に定める様式による履行延期承認通知書を債務者に送付しなければならない。この場合において、当該債権を確保するため担保又はその他の保証を必要と認めるときは、当該債権に係る分掌者が指定する期限までに担保又はその他の保証の提供をしなかったときは、この承認を取り消すことがある旨、履行延期承認通知書に付記しなければならない。</p> <p>4 <u>課長等又は地方公所長は、履行延期の特約等をしない場合には、直ちに、別に定める様式による履行延期不承認通知書を債務者に送付しなければならない。</u></p> <p>(免除)</p> <p>第19条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 課長等又は地方公所長は、<u>部局長が、債権の免除をする場合にあつては別に定める様式による債権免除承認通知書を、債権の免除をしない場合にあつては別に定める様式による債権免除不承認通知書を、債務者に送付しなければならない。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

- 1 この規則は、平成22年7月1日から施行する。ただし、表1の項の改正部分は、同年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の債権の管理に関する規則第8条の規定は、この規則の施行の日以後に履行期限の到来する債権に係る督促について適用し、同日前に履行期限の到来した債権に係る督促については、なお従前の例による。